

四万十町議会議会改革調査特別委員会中間報告書

令和6年12月12日

四万十町議会議会改革調査特別委員会の中間報告です。

令和5年6月15日に発委により設置された議会改革調査特別委員会は7名の委員で構成されております。任期については最終報告までとなっております。

これまでほぼ毎月開催のペースで13回の委員会を開催し、また、先進地視察に愛媛県愛南町議会、黒潮町議会、佐川町議会を訪問し、特に遠方である山形県庄内町議会とは zoom でオンラインによる初めての取り組みでの研修を行うなど、特別委員会として調査研究を行い議論を重ねてきたところです。

議論の主な内容は

- ① 議員定数について
- ② 女性議員を含む議員のなり手不足について
- ③ 議会基本条例の見直しについて
- ④ 議員報酬について
- ⑤ 議会のデジタル化（DX）について
- ⑥ 議会の見える化について
- ⑦ 議会の会期、通年制について

以上の事柄を中心に議論を進めています。

これまで県下や本町に似通った市町村の人口、面積、議員定数、議員報酬等を調査し、それをたたき台にして論議を進めてきたところです。

これまでの議論の大筋は、まず、任期の前半は、議員定数と委員会の体制、議員報酬に特化して議論を行ってまいりましたが、後半は、議員のなり手不足等について引き続き議論を行っていきます。

議会運営の改革の意見として

議員定数について

区長会及び町民アンケート、広報広聴常任委員会が実施している全議員による地域聞き取り調査の結果、また、類似市町村を参考にしながら、委員の意見をまとめた結果、

・定数減や現状維持といった意見がある中、特別委員会では、今後の本町の人口減の問題や広い面積等も含め、総合的に判断して、議員定数は現行の16名から14名に定数を減ずる方向で条例改正を提案いたします。

議員定数が減となった場合においては、現状の議員活動を今以上に発展させてい

くことは元より、議員の資質が問われる今の時代において、議員個々がより一層、町民の付託に応えるよう、多様な意見の集約、反映に努めていくことが肝要である旨、特別委員会として改正に向けての意見とします。

常任委員会体制について

委員会活動をより一層充実するための体制づくりとして、これまで、現在の3委員会体制から2委員会に移行した場合の状況を調査研究してきましたが、現時点で大きな改正は求めず、現状の3常任委員会（定数：総務6人、教育民生5人、産業建設5人）を3常任委員会それぞれ8人に定数改正をして、委員会活動の充実を計ろうとするものです。

8人体制にするにあたっては、現状の総務6人、教育民生5人、産業建設5人の他に広報広聴常任委員会に選任された委員8人以外の議員が8名体制になるよう兼務による配置を行い審議充実を図るため委員会条例の一部改正を提案いたします。

議員報酬について（継続）

議員のなり手不足を解消するためにも、ある一定の報酬は必要であるとの意見がある中、議員の任期は4年であり、任期の期間は議員報酬によって一定生活できるが、若い世代や子育て世代の者（年金受給者や兼業している者は除く。）や議員活動に専念している者は、失職した場合には生活の保障がない状況が生じることが想定されるなどの議論や、財政絡みの議論など、今後において慎重に調査研究を行わなければならないと考えています。

その他の調査研究事項について

女性議員を含む議員のなり手不足については、現在も調査研究中であり、委員からは、なり手不足解消の取り組みとして、模擬議会の開催はどうかなど、意見が出されており、特別委員会としては、実施の方向で検討を進めていくこととしています。なお、実施に当たっては、委員以外の議員にも協力を得ながら実施していきたいと考えています。

また、議会基本条例の見直しなど、残りの調査研究項目については、残りの任期中に結論を出すことにしています。

このほか**政務活動費**についても議論していきます。

今後も精力的に委員会を開催し議会改革の結論を引き出したいと考えています。今後ともご指導ご意見をお寄せ下さいます様宜しくお願い申し上げます。

以上、議会改革調査特別委員会の中間報告です。

四万十町議会議会改革調査特別委員会委員長 中屋 康

